

令和8年4月1日採用 児童福祉専門相談員及び  
心理相談員（会計年度任用職員）募集案内

**1 応募受付期間**

令和8年1月30日（金）～令和8年2月18日（水） 17:00【必着】

**2 募集区分、採用予定人数及び職務内容**

職名・区分	予定人数	勤務場所	職務内容
児童福祉専門相談員 (会計年度任用職員)	12人	各区保健福祉センター 子育て支援課	子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な支援・指導・調査等を行う業務や、関係部署や関係機関等と連絡・調整し、連携を推進する業務 など
心理相談員 (会計年度任用職員)	3人	※所在地は 「3 勤務条件」参照	子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な支援・指導・調査等を行う業務や、心理相談業務 など

**3 勤務条件**

※以下にある「祝日」は国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。		
勤務日時	勤務日	月曜日～金曜日 国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日～1月3日は休み。	
	勤務時間	原則週27.5時間	
	勤務時間帯	原則午前8時45分から午後6時までの間において、所属長が事前に明示した上で勤務日、勤務時間を割り振ります。	
勤務場所	各区保健福祉センター子育て支援課  ●所属 東区子育て支援課 福岡市東区箱崎2丁目5番1号 博多区子育て支援課 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 中央区子育て支援課 福岡市中央区大名2丁目5番31号 南区子育て支援課 福岡市南区塩原3丁目25番1号 城南区子育て支援課 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号 早良区子育て支援課 福岡市早良区百道2丁目1番1号 西区子育て支援課 福岡市西区内浜1丁目4番1号		
給与	月額214,911円～231,773円（地域手当を含む） ※令和8年度見込み ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。		
諸手当	通勤手当	条例、規則等の定めるところにより支給（月55,000円を上限）	
	期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給	
	勤勉手当	年2回（6月、12月）勤務期間等に応じて支給	
	その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。	

休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日)</li> <li>・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。</li> </ul>

#### 4 受験資格

##### 次の（1）～（5）の要件を満たす人

###### （1）以下のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ・児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの人
- ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待、又は被措置児童等虐待を行った人、その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした人

###### （2）日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

###### （3）任用期間を通して職務に従事できる人

###### （4）基本的なパソコン操作（ワード・エクセルなど）ができる人

###### （5）子どもの問題に係る相談・育成・指導等の業務に熱意を有し、次のいずれかに該当する人

児童福祉専門相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の任用資格を有する者（※1） (児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者) ただし、同条第3項第8号、第9号の「指定講習会の過程を修了」については、受験資格の要件としない。</li> </ul>
心理相談員	<p>以下のいずれかの資格を有し、心理査定や心理療法等の実務経験が2年以上あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士の資格を有する人</li> <li>・公認心理師の資格を有する人</li> <li>・大学院で心理学を専攻し、修了した人</li> </ul>

※1 詳細は、児童福祉法第13条の③をご覧ください。



#### 5 選考試験

<資格審査>資格要件を満たしているか、確認します。

<課題作文>募集申込書添付の作文について、評定します。

※選考試験の結果は全員に文書で通知します。

##### 作文テーマ

支援を必要とする保護者が行政職員や関係機関による関わりに拒否感を抱いている場合、児童福祉専門相談員又は心理相談員として、どのような点を意識して保護者にアプローチし、どのように他の職種や関係機関と連携して支援を進めていくか、あなたの考えを述べなさい。

## 6 面接試験

選考試験合格者には、令和8年3月3日(火)(予定)に面接試験を実施します。

場所・日時等の詳細は選考試験合格者に通知します。

面接試験実施後、最終結果について、面接受験者全員に文書で通知します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

① 令和8年4月1日採用 児童福祉専門相談員及び心理相談員（会計年度任用職員）募集申込書

② 受験資格を証する書類

（例：資格登録証明書の写し・必要な学科を修了したことを証する書類・実務経験を証する書類等）

③ 課題作文

④ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒1部（長形3号））

※①・③は、福岡市こども総合相談センター（えがお館）5F（中央区地行浜2-1-28）、情報プラザ（福岡市役所1階）、各区情報コーナー、各出張所で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。

### (2) 提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に【会計年度任用職員 受験申込】と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、令和8年2月18日(水)までに(必着)下記の宛て先に郵送または持参でお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。（土日・祝日は受け付けません。）

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

### (3) 宛て先（持参先）

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号

福岡市こども総合相談センター（えがお館）5F

こども相談企画課

## 8 個人情報の取り扱いについて

募集申込書に記載された個人情報については、当採用試験及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

## 9 合格から採用まで

- 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

## 10 その他

- 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。

## 11 問い合わせ先

福岡市こども総合相談センター（えがお館）

こども相談企画課

T E L : 092-832-7833

F A X : 092-832-7830